

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現状

##### (1) 地域の災害リスク

(洪水：飯塚市地域防災計画、ハザードマップ)

市内には遠賀川をはじめとする一級河川や準用河川が多数存在し、立地している市内中央部では遠賀川と穂波川が合流し浸水深5一トル以上、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている。また、市内には冠水しやすい箇所も多数存在し、過去の事例からも梅雨時期の集中豪雨による災害が多く、特に平成15年の集中豪雨では多数の被害が出ている。

(土砂災害：飯塚市地域防災計画、ハザードマップ)

土砂災害については、本市は周囲を山に囲まれており、中山間を中心に地すべりや土石流、急傾斜地崩壊等の土砂災害特別警戒区域が市内853箇所に指定され、山腹の崩壊等により人家や公共施設等に直接被害を与える恐れのある地区が多数存在している。

(地震：飯塚市地域防災計画 地震災害)

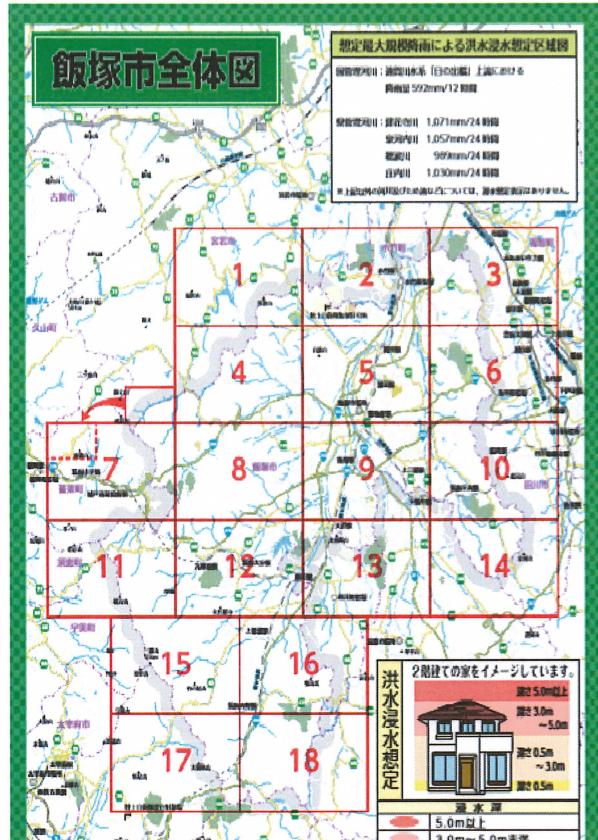
福岡県の「福岡県防災アセスメント調査」における本市に最も影響を及ぼす活断層は西山断層を想定、規模としてはマグニチュード7.3、震度5強の地震が予測されており、水道管の破損や家屋倒壊の発生等、市民生活に重大な影響を与える災害も予測されている。平成17年3月の福岡県西方沖地震ではマグニチュード7.0、震度5弱が観測され、負傷者2人、家屋の一部損壊が79棟であった。

(その他)

本市は、市域の西北部から西部～西南部にかけて連なる三郡山地と、それらを源とする河川を集め、市域中央部を南北に流れる遠賀川が形成する盆地からなる内陸都市である。市街地は、この盆地を中心広がり、森林や耕作地が市全体の約60%を占める。

一方で、市域のほとんどが中山間地域のため、平成30年7月豪雨では最大1時間降水量60ミリ、最大24時間降水量582ミリの大暴雨により土砂災害等が発生し2名が重症、3名が軽傷を負った。被害状況としては、半壊190棟、床上浸水264棟、床下浸水317棟の被害を生じた。また、道路の損壊25箇所、法面崩壊等41箇所、河川溢水6箇所、内水氾濫5箇所、がけ崩れ30箇所、地滑り8箇所の被害を生じた。被害額は、公共施設被害総額約18億8千万円、農林関係被害額約1億5千万円、商工関係被害額約2億9千万円と、多くの市民や市内事業者に被害が及ぶことになった。

このように度重なる自然災害等の現状を踏まえ、いち早く被害状況を把握するための発災時における飯塚市（飯塚市災害対策本部や商工関係部署）、当所及び当会との連絡体制の構築と、復旧・復興時における市内事業者への支援体制に併せ支援策の周知と利用を促進するためのスキーム及び市内事業者に対しては、個店における事業継続計画の必要性について本計画において整理する。



(2) 商工事業者の状況

商工業者の状況	総数	内管轄数
当市商工業者総数	6, 106社	
内当所 管轄商工業者数		4, 233社
内当会 管轄商工業者数		1, 873社
当市小規模事業者数総数	5, 654社	
内当所 管轄小規模事業者数		4, 049社
内当会 管轄小規模事業者数		1, 605社

飯塚商工業者詳細

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業、漁業	18	18	山間部に分散している
鉱業、採石業、砂利採取業	4	2	山間部に分散している
建設業	1,176	1,055	市内に広く分散している
製造業	385	329	市内に広く分散している
電気、ガス、熱供給、水道業	28	25	市街地近郊に分散している
情報通信業	42	36	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	90	66	市内に広く分散している
卸売業、小売業	1,736	1,628	国道沿線・市街地中心に広く分布している
金融業、保険業	98	81	市内に広く分散している
不動産業、物品賃貸業	232	224	市街地中心に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	160	150	市内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	1,029	1,029	市街地・河川周辺に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	620	561	市街地中に広く分散している
教育、学習支援業	72	65	市内に広く分散している
医療、福祉	96	83	市内に広く分散している
サービス業（他に分類されないもの）	320	302	市内に広く分布している
合計数	6,106	5,654	

※商工業者総数は独自調査 (令和元年10月1日現在)

※小規模事業者数は独自調査 (令和元年10月1日現在)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

災害対策基本法の規定に基づき、飯塚市地域防災計画を平成26年6月に策定(最終改正 令和2年6月)。当計画に基づき、総合防災訓練を行っていることに加えて、応急対策計画確認訓練や組織動員訓練、非常通信訓練、水防訓練、消防訓練等、各種訓練を実施している。また、住民の防災行動力の向上に資するため、消火訓練や避難訓練等、住民を主体とした各種訓練も実施している他、指定避難所に防災備品を備蓄している。

- 2) 当所、当会の取組
- ・防災、減災のために各事業者自らが策定するB C Pについての国・県・市等の施策等の情報提供
  - ・福岡県火災共済協同組合・東京海上日動火災株式会社・損害保険ジャパン株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社等の損害保険の周知と加入推進
  - ・事務局職員内の安否確認用連絡網作成

## II 課題

現状では、当市と当所と当会が連携して取り組む具体的な体制や計画等が整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員や、保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足している等の課題がある。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時における連絡を円滑に行うため、当所・当会、当市間で被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年10月1日～令和7年3月31日）
(2) 事業継続力強化支援事業の内容
〈1. 事前の対策〉
・飯塚市地域防災計画に加え、今般策定する事業継続力強化支援計画に基づき、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようする。
1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
2) 当所、当会自身の事業継続計画の作成
・当所・当会ともに令和3年3月までに提案作成
3) 関係団体等との連携
・福岡県火災共済協同組合や民間保険会社等にリスクファイナンスに関する講師の派遣依頼を行い、小規模事業者等を対象とした普及啓発セミナーを実施する。また、事業者が現在加入している損害保険の契約状況確認を保険会社同席のもとを行うことで、想定される災害への備えができるかなどの再確認だけでなく、見直しもできる機会を創出する。
・小規模事業者にBCPの重要性を継続的に訴求する為、当市・当所・当会三者の各ホームページや広報・会報誌等を活用し連携した啓蒙を行う。
4) フォローアップ
・普及啓発セミナー受講者を集めた中からBCP策定へのフォローに、保険会社等の協力も得ながら作成及び見直し支援を行っていく。このフォローアップをすすめることで、他事業者に対してシナジー効果も期待できる。
また、策定したBCPを小規模事業者等が実施する上で生じる課題について情報の蓄積と共有を行い改善点等について協議を行っていく。
・飯塚市商工業振興会議（構成団体：当市、当所、当会）を年1回は開催し、小規模事業者の防災・減災についての認識統一や状況確認など情報共有を行う。
5) 当該計画に係る訓練の実施
・自然災害が発生したと仮定し、当市・当所・当会の三者が即連絡が取れる体制となっているか連絡ルートの確認訓練を行う。
〈2. 発災後の対策〉
・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
1) 応急対策の実施可否の確認
発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。 (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）

等を当市と当所・当会で共有する。)

## 2) 応急対策の方針決定

- ・当市と当所・当会との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・震度4以上の地震、台風960hPa以上、短時間大雨50ミリ以上の場合など気象庁等公的機関が発令する警報、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

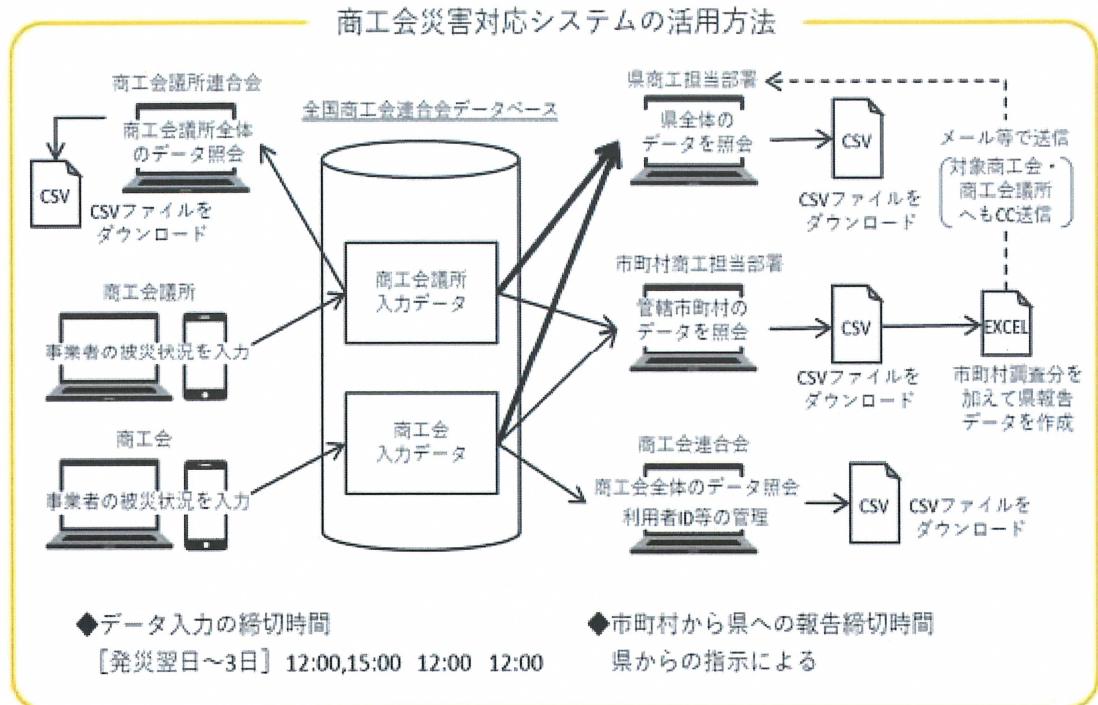
- ・本計画により、当市・当所・当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	災害状況に応じて随時情報共有

## 〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

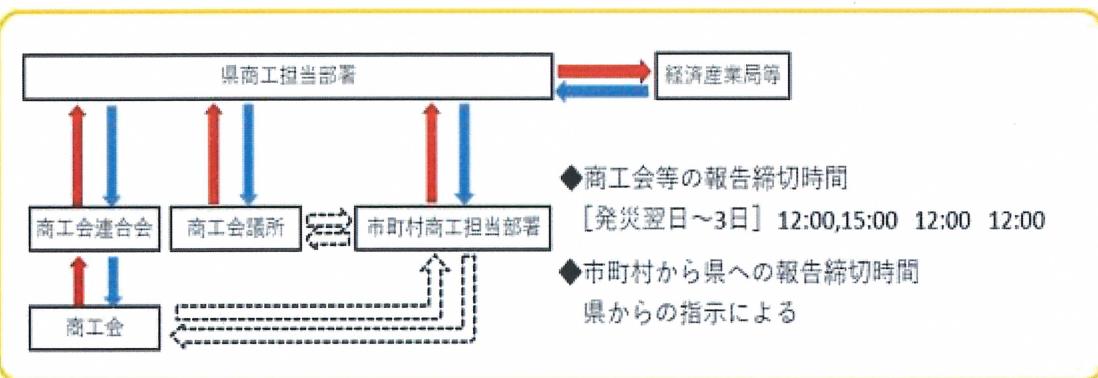
- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当市と当所・当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当市と当所・当会が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当所・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当所と当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

## ①システム利用可能時



## ②システム不具合発生時

- 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当所と当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式I 福岡県中小企業振興課被害支援係へOO・OO宛て【電子メールにて送付】(メールアドレス:kenkyushien@pref.fukuoka.lg.jp)						
令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況						
提出日: 令和〇年〇月〇日						
掲載名: 記入担当者:						
被害箇所				被害状況		
所在地	商店街の場合は 商店街名	事業者名	業種	被害額	被害状況(複数回答可)※複数回答がある場合は複数回記入して下さい	
1 福岡市中央区中央本通り 2 3	一	㈱OO製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。乾燥機2台が利用できない状況。	
	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電線柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壁、瓦屋商品2件が損害。	

※前回までに御報告頂いた内容は削除せずに、継続情報を追記していくつづけ下さい。  
※再びお問い合わせの場合にはコピーしてご用意下さい。  
※前に御報告を頂いていても被害復旧用につきましても、その後の被害で被害状況の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告お願いします。

〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、飯塚市と相談する（当所と当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年7月現在)	
(1) 実施体制（商工会議所又は商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会議所又は商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD; A[飯塚商工会議所 事務局長] --- B[飯塚市 商工観光課長]; A --- C[飯塚市商工会 事務局長]; B --- D[飯塚市 経済部商工観光課]; C --- E[飯塚市商工会 法定経営指導員]; D --- F[各支援センター 穂田・庄内・筑穂]; D --- G[飯塚市 総務部防災安全課]; E --- H[飯塚市商工会 法定経営指導員]; E --- I[各支援センター 穂田・庄内・筑穂]; F --- G; G &lt;--&gt; D; G -- "確認・連携" --&gt; H; G -- "連絡調整" --&gt; D; G -- "連絡調整" --&gt; I; G -- "連携" --&gt; I;</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
・飯塚商工会議所 経営指導員 下原健治（連絡先は後述（3）①参照）	
・飯塚市商工会 経営指導員 小林靖二（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）	
・本計画の具体的な取組の企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所	
飯塚商工会議所 〒820-8507 福岡県飯塚市吉原町6番12号 TEL 0948-22-1007 FAX 0948-22-0007 E-mail info@iizuka-cci.org	
飯塚市商工会 〒820-0071 福岡県飯塚市忠隈494番地 TEL 0948-22-5382 FAX 0948-29-5416 E-mail iizuka@shokokai.ne.jp	

②関係市町村

飯塚市 経済部 商工観光課

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

T E L 0948-22-5500(内線1460) F A X 0948-22-6062

E-mail shoukou@city.iizuka.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	400	800	800	800	800
専門家派遣費	50	100	100	100	100
振興会運営費	50	100	100	100	100
セミナー開催費	100	200	200	200	200
パンフ・チラシ作製費	200	400	400	400	400

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

福岡県補助金、会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
■福岡県火災共済協同組合	理事長 城戸 津紀雄 所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F TEL 092-622-8071
■東京海上日動火災保険株式会社	北九州支店飯塚支社 支社長 福嶋尚之 所在地 福岡県飯塚市芳雄町18-27 TEL 0948-35-9030
■損害保険ジャパン株式会社	北九州支店飯塚支社 支社長 仙波修一 所在地 福岡県飯塚市新立岩12-7 TEL 0948-22-1545
■あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	福岡支店 支店長 横山和広 所在地 福岡県福岡市博多区住吉2丁目9番2号 TEL 092-282-6534
連携して実施する事業の内容	
福岡県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社と連携し、小規模事業者等の事業継続力強化計画の必要性に関する気運を醸成するよう取り組むとともに、小規模事業者等の事業継続力強化の策定支援を行う。	
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ web アプリの活用</li> <li>・損害保険見直し相談の実施</li> </ul> ②BCP策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「BCPキットくん」によるBCP策定支援</li> <li>・BCPワークショップ・訓練セミナーの実施</li> </ul> ③「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種損害保険及び共済の市内事業者への周知、PRの実施</li> </ul> ④巡回同行募集の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当所、当会職員と連携した損害保険会社等との市内事業者への巡回訪問同行実施</li> </ul> ⑤リスク診断への協力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者の現状を踏まえ、自社リスク診断を実施する際の協力、支援</li> </ul> ⑥会議、セミナー、相談会での商品説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当所、当会の会議等（役員会、理事会、各委員・部会等）での連携、損害保険会社等による説明実施</li> <li>・当所、当会と連携損害保険会社等との共催による普及啓発セミナー、相談会における保険商品説明の実施</li> </ul>	
連携して事業を実施する者の役割	
■福岡県火災共済協同組合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR</li> <li>・リスク診断への協力</li> <li>・会議、セミナー、相談会での商品説明</li> </ul> ■東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式	

会社

- ・各種セミナーの開催（B C P作成方法、リスクファイナンスの考え方、災害保険説明等）
- ・B C P計画の雛形等の提供

連携体制図等

小規模事業者等

相談対応 情報提供

飯塚市商工業振興会議

(構成団体：飯塚商工会議所・飯塚市商工会・飯塚市)

連携

協力

保険会社

- ・福岡県火災共済協同組合
- ・東京海上日動火災保険株式会社
- ・損害保険ジャパン株式会社
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社